



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

*26	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(人事課).....	1
*27	職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則	( " ).....	1
*28	和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則	(総合防災課).....	2
*29	和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(環境生活総務課).....	3
*30	和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	( " ).....	4
*31	調理師法施行細則及び製菓衛生師法施行細則を廃止する規則	(食品・生活衛生課).....	4
*32	和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則	( " ).....	4
*33	和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	(福祉保健総務課).....	5
*34	母子保健法施行細則の一部を改正する規則	(健康推進課).....	5
*35	和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則	(商工観光労働総務課).....	6
*36	養蜂振興法施行細則	(畜産課).....	10
*37	和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水産振興課).....	18
*38	和歌山県沿岸漁業改善資金運営協議会設置規則を廃止する規則	( " ).....	18
*39	和歌山県財務規則の一部を改正する規則	(会計課).....	18
*40	和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則	( " ).....	19
<b>○ 公安委員会規則</b>			
*5	和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		..... 19

## 規 則

### 和歌山県規則第26号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (平成21年和歌山県規則第27号) の一部を次のよう  
に改正する。

附則第6項中「及び付則第2項」を「並びに付則第2項及び第3項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第27号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則  
職員の被服等の貸与に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中

「清掃雑役及び修繕等の庁務の業務に従事する職員」

を

「清掃雑役の業務に従事する職員」

に、

「防災  
電話設  
務に

行政無線設備、構内交換電 備及び電気設備の保守の業 従事する職員	作業服 ズック靴	2 1	24 24
--	-------------	--------	----------

を

防災行政無線設備及び構内交換 電話設備の保守の業務に従事す る職員	作業服 ズック靴
県庁舎の維持管理業務及び電気 ・機械設備等の保守管理業務に 従事する職員	作業服 (夏) 作業服 (冬) 帽子 ズック靴

2	24
1	24
1	24
1	24
1	24

に改める。

別表第1の26の項を削り、同表27の項を同表26の項とし、同表28の項から39の項までを1項ずつ繰り上げ、同表40の項中「技術調査課検査指導室」を「検査・技術支援課」に改め、同項を同表39の項とし、同表41の項から54の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の23の項を削り、同表24の項を同表23の項とし、同表25の項から34の項までを1項ずつ繰り上げ、同表35の項中「技術調査課検査指導室」を「検査・技術支援課」に改め、同項を同表34の項とし、同表36の項から51の項までを1項ずつ繰り上げる。

別記第1号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第2号様式中「貸与品名」を「貸与品目」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第28号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2知事室部の部中「国体推進監」を「国体推進監  
国体推進局長」に改め、同部（幹事班）秘書班の項中「競

技力向上推進課長」を「競技力向上推進課長  
障害者スポーツ大会課長」に、「競技力向上推進課員」を「競技力向上推進課  
障害者スポーツ大

員  
会課員」に改め、同表企画部の部情報政策班の項事務分掌の欄中4を7とし、3の次に次のように加える。

4 通信の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。

5 通信関係事業者への情報提供に関すること。

6 臨時公衆電話の設置要請及び衛星携帯電話等の手配に関する事。

別表第2企画部の部総合交通政策班の項事務分掌の欄中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 公共交通機関（鉄道、バス、フェリー等）の運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関する事。

別表第2福祉保健部の部（幹事班）福祉保健総務班の項中「福祉保健総務課員」を「福祉保健総務課員 健康推進課員」

に改め、同表商工観光労働部の部企業政策班の項中「企業立地課長 産業技術政策課長」を「産業技術政策課長 企業立地課長」に、

「企業立地課員 産業技術政策課員」を「産業技術政策課員 企業立地課員」に改め、同表農林水産部の部（幹事班）農林水産総務班

の項中「工事検査室長」及び「工事検査室員」を削り、同部果樹園芸班の項事務分掌の欄中「3 主要食糧、そ菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関する事。」を「3 水稻、野菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関する事。」に、「4 災害応急対策用種子の確保に関する事。」を「4 災害応急対策用種苗の確保に関する事。」に改め、同表県土整備部の部（幹事班）県土整備総務班の項中「検査指導室長」を「検査・技術支援課長」に、「検査指導室員」を「検査・技術支援課員」に改め、同表警察部の部を次のように改める。

警察部	(部長) 警察本部長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外1名	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長	会計課員 警務課員 生活安全企画課員 刑事企画課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察局和歌山県情報通信部機動通信課員	1 災害警備本部の総括に関する事。 2 会議の招集・運営に関する事。 3 各班及び派遣要員の連絡調整に関する事。 4 警察庁・管区局への報告連絡に関する事。 5 援助要求及び連絡調整に関する事。 6 防災関係機関との連絡調整に関する事。 7 記録の整備、保管及び報告に関する事。 8 各班に属さない任務に関する事。
			(班長) 交通企画課次席	運転免許課員	交通部指揮所との連絡調整に関する事。
		派遣班	(班長) テロ対策官	生活安全企画課員 刑事企画課員 交通企画課員 公安課員 警備課員	1 県災害対策本部における連絡調整に関する事。 2 その他必要な事。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県規則第29号

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然環境保全条例施行規則 (昭和49年和歌山県規則第33号) の一部を次のように改正する。

第6条中「先づ」を「まず」に改める。

第13条第1号ウ (ツ) 中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同条第4号イ中「ゆう出」を「湧出」に改める。

第15条第1号イ中「くい」を「杭」に改め、同号ク中「こう配」を「勾配」に改め、同号ケ中「よう壁」を「擁壁」に改め、同号ソ中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同号タ中「第86条第3項」を「第141条第3項」に改める。

第19条第2号ウ中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改める。

第29条中「身分証明書」を「証明書」に改める。

別記第6号様式 (表)、別記第7号様式 (表)、別記第8号様式 (表) 及び別記第9号様式 (表) 中「身分証明書」を「証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

---

### 和歌山県規則第30号

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県立自然公園条例施行規則 (昭和35年和歌山県規則第32号) の一部を次のように改正する。

別記第27号様式中「身分証明書」を「証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

---

### 和歌山県規則第31号

調理師法施行細則及び製菓衛生師法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

調理師法施行細則及び製菓衛生師法施行細則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 調理師法施行細則 (昭和34年和歌山県規則第37号)
- (2) 製菓衛生師法施行細則 (昭和42年和歌山県規則第87号)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

---

### 和歌山県規則第32号

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則 (平成12年和歌山県規則第116号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第11条第1項」を「第11条第2項」に改める。

第4条の見出しを「(立入職員証明書)」に改める。

第8条の見出し中「掃とう」を「掃討」に改め、同条中「掃とう」を「掃討」に、「えさ」を「餌」に改める。

第9条の見出し中「掃とうする」を「掃討する」に改め、同条第1項中「掃とう」を「掃討」に、「えさ」を「餌」に改め、同条第2項中「掃とう」を「掃討」に改める。

第10条中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

別記第4号様式中「身分証明書」を「立入職員証明書」に改め、「(動物愛護指導員)」を削り、「その他及び」を「その他の動物の愛護及び」に、「動物の所有者」を「動物の所有者」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県規則第33号

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県社会福祉審議会規則(平成12年和歌山県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第11条第1項」を「第11条」に、「読み替えられる場合を含む。」に規定する」を「読み替えて適用する場合を含む。」の規定により」に改め、同項の表に次のように加える。

地域福祉専門分科会	地域福祉推進計画に関する事項
-----------	----------------

第9条第2項の表文化財部会の項中「がん具」を「玩具」に改め、同表母子保健部会の項を次のように改める。

母子保健部会	1 母子保健法(昭和40年法律第141号)第7条に規定する母子保健に関する事項
	2 児童福祉法第21条の5に規定する慢性疾患に関する事項

第9条第2項の表に次のように加える。

県立施設部会	県立児童福祉施設のあり方に関する事項
--------	--------------------

第10条第2項中「文化財部会、養護保育部会、心身障害児部会、措置専門部会及び母子保健部会」を「児童福祉専門分科会に設置する各部会」に改める。

第12条を次のように改める。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。ただし、児童福祉専門分科会文化財部会に係るものについては、環境生活部において処理する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県規則第34号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和44年和歌山県規則第105号）の一部を次のように改正する。

第2条から第9条までを削る。

第10条中「別記第12号様式」を「別記第1号様式」に、「別記第13号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第2条とし、第11条を第3条とする。

第12条第1号中「別記第14号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2号中「別記第15号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第3号中「別記第16号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第4条とする。

第13条第1項中「別記第17号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第5条とし、第14条を第6条とする。

別記第1号様式から別記第11号様式までを削る。

別記第12号様式中「（第10条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第13号様式中「（第10条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第14号様式中「（第12条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第15号様式中「（第12条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第16号様式中「（第12条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第17号様式中「（第13条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に出生した未熟児の出生の日から施行日の前日までの期間に係る養育医療の給付の申請及び当該申請により医療の給付等の措置を受けた場合の徴収金については、なお従前の例による。

**和歌山県規則第35号**

和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山競輪場管理条例施行規則（昭和25年和歌山県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 条例第3条に規定する規則で定める使用料は次のとおりとする。

(1) 競輪場（選手宿泊施設及び売店を除く。）使用料

ア 自転車競技法（昭和23年法律第209号）に基づく使用の場合 1競輪開催期間につき勝者投票券売上金額に1,000分の50を乗じた額（電話投票による勝者投票券売上額分については、当該額に1,000分の25を乗じた額）に100分の105を乗じて得た額

イ 自転車競技法による使用以外の場合 知事が別に定める額

(2) 選手宿泊施設使用料 知事が別に定める額

(3) 売店使用料

ア 自転車競技法に基づく競輪開催期間中の場合（1競輪開催期間が6日の場合に限る。） 1競輪開催期間につき次に定める額

(ア) 特別観覧席 6万1,950円

(イ) その他 18万6,952円

イ 自転車競技法に基づく競輪開催期間中の場合 (1競輪開催期間が6日の場合を除く。) 1競輪開催期間につきア (ア) 及びア (イ) に定める額を6で除した額に開催日数を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

ウ 自転車競技法に基づく競輪開催期間中以外の場合 知事が別に定める額

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

第4条中「一に」を「いずれかに」に、「又は条例」を「、又は条例」に改める。

第5条中「こうむる」を「被る」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 1 条関係)

競輪場使用許可申請書

和歌山競輪場(売店を除く。)を下記のとおり使用したいので、和歌山競輪場管理条例(昭和 25 年和歌山県条例第 26 号)第 2 条の規定により申請します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用期間
- 3 使用設備の範囲
- 4 使用計画の概要
- 5 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由

年 月 日

使用者 住所

氏名

印

和歌山県知事 様



別記第 2 号様式 (第 1 条関係)

競輪場内売店使用許可申請書

和歌山競輪場内の売店を下記のとおり使用したいので、和歌山競輪場管理条例(昭和 25 年和歌山県条例第 26 号)第 2 条の規定により申請します。

記

- 1 営業の種別
- 2 販売品目
- 3 使用期間
- 4 使用場所
- 5 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由

年 月 日

住 所

氏 名

印

和歌山県知事 様

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第36号

養蜂振興法施行細則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

養蜂振興法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）の施行に関して、養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(蜜蜂の飼育の届出)

第2条 法第3条第1項の規定による届出は、蜜蜂飼育届（別記第1号様式）により行うものとする。

2 法第3条第3項の規定による届出は、蜜蜂飼育変更届（別記第2号様式）により行うものとする。

(転飼の許可申請)

第3条 法第4条第1項の許可の申請は、転飼許可申請書（別記第3号様式）に、転飼しようとする場所の土地管理者の蜜蜂転飼場所貸与同意書（別記第4号様式）を添えて行うものとする。

(許可標識の交付)

第4条 知事は、法第4条第1項の許可をしたときは、省令第3条第1項の許可証のほか、別記第5号様式による許可標識を交付するものとする。

(許可標識の掲示)

第5条 法第4条第1項の許可を受けた者は、転飼の場所に、前条の許可標識を掲示しなければならない。

(許可証等の再交付)

第6条 法第4条第1項の許可を受けた者は、省令第3条第1項の許可証及び第4条の許可標識を破損し、又は亡失したときは、遅滞なく転飼（許可証・許可標識）再交付申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、再交付を受けなければならない。

(立入検査員証)

第7条 法第9条第2項の証明書の様式は、立入検査員証（別記第7号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式 (第2条関係)

蜜蜂飼育届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

電話番号

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

養蜂振興法第3条第1項の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

1 年 1 月 1 日現在の蜜蜂の飼育状況

飼 育 場 所	飼育蜂群数

2 年 蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼育蜂群数	飼育期間
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで

備考

- 飼育期間は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
- 飼育場所は、字、番地まで記入すること。
- 用紙は、日本工業規格A4とする。
- 本届出の内容については、蜂群の適正配置又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

別記第2号様式 (第2条関係)

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

電話番号

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり変更届を提出します。

## 1 変更理由

## 2 変更後の蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼育蜂群数	飼育期間
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで

備考

- 1 飼育期間は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
- 2 飼育場所は、字、番地まで記入すること。
- 3 用紙は、日本工業規格A4とする。
- 4 本届出の内容については、蜂群の適正配置又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

別記第3号様式 (第3条関係)

転飼許可申請書



年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

電話番号

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼予定場所 所在地	左の土地所有者 住所氏名	蜂群数	転飼期間	申請前飼養場所 所在地
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

備考

- 1 転飼しようとする場所は、字及び番地まで記入すること。
- 2 用紙は、日本工業規格 A4 とする。
- 3 本申請の内容については、蜂群の適正配置又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

別記第4号様式(第3条関係)

蜜蜂転飼場所貸与同意書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

印

私は、 氏が私所有の 市 町 番地の土地  
郡 村

を 年 月 日から 年 月 日までの間、転飼場所として使用することに同意します。

備考 用紙は、日本工業規格 A4 とする。



別記第6号様式(第6条関係)

転飼 (許可証・許可標識) 再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊟

転飼 (許可証・許可標識) を (破損・亡失) したので、養蜂振興法施行規則第6条の規定により再交付を申請します。

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。



別記第7様式 (第7条関係)

第 号	
立 入 検 査 員 証	
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日 生
上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定により、転飼に関する調査等のための立入調査をすることができる者であることを証する。	
年 月 日	
和歌山県知事	
印	

9.0センチメートル

5.5センチメートル

**和歌山県規則第37号**

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年和歌山県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第5条第1号中「とう載船」を「搭載船」に改める。

第8条第1項第1号中「第13条」を「第14条」に改める。

第9条を次のように改める。

（貸付けの決定）

第9条 知事は、前条の申請書を受理したときは、法第8条の規定に基づきその内容を審査し、沿岸漁業改善資金の貸付けの可否の決定を行い、当該申請者に対し、貸付決定通知書（別記第4号様式）によりその旨を通知するとともに、漁協及び振興局長にその旨を通知するものとする。

別表償還期間等の欄中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**和歌山県規則第38号**

和歌山県沿岸漁業改善資金運営協議会設置規則を廃止する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県沿岸漁業改善資金運営協議会設置規則を廃止する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金運営協議会設置規則（昭和54年和歌山県規則第90号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**和歌山県規則第39号**

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「県税収入」の次に「の収入」を加え、同条第2項中「放置違反金等」の次に「の収入」を加える。

第65条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定は、支払われた経費の全額を前金払により支出した場合には適用しない。

第93条に次の1号を加える。

(8) 入札参加資格登録制度に基づく令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札により集中調達物品の調達契約を締結する場合において、契約金額が320万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

第117条第2項中「放置違反金相当金」を「地方法人特別税及び放置違反金相当金の受入れ」に、「第45条第2項」を「第45条」に改める。

別表第2の20の部中

現品購入に係るもの	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算を明らかにし及び契約書案
-----------	------------	------	--------------------

出基礎  
た書類

を

単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
現品購入に係るもの	契約を締結するとき。	契約金額	見積書及び契約書案

に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**和歌山県規則第40号**

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項、9の項及び11の項中「県税収入を直接」を「県税収入の収入に関する事務に伴う現金を直接」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**公安委員会規則**

**和歌山県公安委員会規則第5号**

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第26条の4第3号中「運転経歴証明書記載事項変更届出書」を「運転経歴証明書記載事項変更届」に改める。

別表第2中

一般国道24号	田辺市稲成町字下組2939番1から御坊市塩屋町北塩屋字北湊708番1地先まで
---------	--

を

般国道42号	田辺市稲成町字下組2939番1から御坊市塩屋町北塩屋字北湊708番1地先まで
般国道42号	田辺市新庄町字西橋谷46番115から田辺市稲成町字北皆代2838番1地先まで

に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。